真空包装機貸出利用規約

１．本規約

本規約は、一般社団法人地域商社あきおおた（以下、地域商社）が所有する真空包装機（以下、機器）を利用する場合についての、地域商社と利用者との規約です。

２．貸出対象

貸出は、原則として安芸太田町内の事業者に対して、以下の条件を承諾された場合のみ行われます。（個人への貸出希望については、別途ご相談ください。）

条件①利用を希望する事業者は、事前に利用申請書（別紙）を提出すること。

条件②申請書記載の目的以外に利用しないこと。

（※加熱されていない食肉、魚介類、卵への利用は認めません。）

条件③法令に準じた営業許可、もしくは届け出を行った施設での使用に限ること。

　　　販売しない食品の包装に関してはこの限りではない。

条件④利用マニュアルを理解し、正しく操作を行うこと。

条件⑤利用した機器は、利用前の状態に戻すこと。

３．貸出契約の成立

貸出しを希望される事業者は、本貸出規約を承諾の上、地域商社に利用申請書（別紙）を提出の上、利用申込みをするものとします。

事業者からのお申込み内容を、地域商社が適当と認めたことを以って、事業者と地域商社の貸出契約が成立します。

また、利用をお断りした際に、理由を説明する義務を地域商社は負わないものとします。なお、貸出契約を行う場合、地域商社より身分証明の提示をしていただく場合がございます。

４．貸出（利用）範囲

貸出・返却方法の理由により、利用は原則として安芸太田町内に限定しますが、利用事業者、活動内容によっては、この限りではありません。

５．貸出・返却方法と取扱日・時間

保管場所である地域商社まで、直接取りに来ていただきます。返却についても同様に地域商社までお持込ください。受付時間は1月1日を除く9：00～19：00 です。

６．料金

1日あたり５００円の設定とします。（令和5年3月時点）

地域商社から包装を依頼する場合は、料金の徴収は行いません。

必要な消耗品は利用者で負担してください。

７．キャンセル料

原則として、ご連絡いただければキャンセル料は発生しません。

８．支払方法

機器を返却していただく際のお支払いとなります。支払方法は原則、現金のみとなります。予定の返却日時より遅れて返却された場合は、１日につき1,000円の延長料金をいただきます。

９．破損した場合

機器を返却される際に、通常の使用による消耗、減価以上の破損や修理が必要な場合には、修理代金相当額を弁償していただきます。

また、機器が事業者の手元にある間に返却不能及び修理不能の状態になった場合には、地域商社が提示した額を弁償していただきます。

10．紛失した場合

機器を紛失された場合、地域商社が提示した価格をご負担いただきます。

11．禁止事項

事業者は、機器を譲渡、質入、転貸、占有、移転等の処分をしてはいけません。また、機器を改造、改装をしてはいけません。

12．動作確認と保証

機器の貸出時、利用前に、必ず動作の確認を行ってください。動作の不良等でいかなる損害が生じても、地域商社は一切の責任を免れるものとします。また、利用者の誤使用、不注意、使用目的以外の使用により生じた損害についても地域商社は一切の責任を負いません。

13．利用者の報告義務

以下の事象が発生した場合は、必ず報告してください。報告がない場合、違約金をお支払いいただく場合があります。

①機器の返却遅延

②機器の破損

③機器の盗難・紛失

14．その他

貸出期間が１週間を超える場合はご相談ください。

本規約について地域商社は、利用者の承諾なしに更新することができるものとします。その場合、地域商社が適当と判断した方法により、適宜利用者に告知するものとします。

本規約について定めなき事項または本規約の解釈に疑義を生じた場合には、地域商社と事業者は誠意をもって協議し、これを解決するものとします。

附則

本規約は、令和５年3月１日より適用されます。